

前文に関する委員提案の整理について

この資料は、提言作成にあたっての検討材料とするために、委員からの前文提案の内容を分類、整理したものです。

1 市民活動の現状

「提言 2 - 2 : 大和市の状況」へ内容反映

多岐の分野 多彩な活動

- ・大和市には、市民の多彩な活動と多くの市民活動団体がある。
- ・市民は、まちの課題に参加する権利と責任があるという自覚と自発性のもとに、文化や国際交流、環境、福祉など多岐の分野で力を発揮している。
- ・大和市では、おおぜいの市民が、自発性とたすけあいの気持ちから、近隣同士の互助活動や文化・スポーツなど仲間内の活動、さらには福祉・環境・国際交流などをテーマにした社会的な活動など、幅広く活動している。

公の領域の活動拡大

- ・大和市では、こうした問題（公の領域）に挑戦する市民や NPO の活動が、この 10 年急速に広がっている。

2 時代背景

「提言 2 - 1 : 社会的背景」へ内容反映

社会の変革

- ・いま社会は大きく変化している。従来からの中央集権型政治や企業中心型社会では少子高齢化、国際化、情報化、環境など新たな課題の解決は困難。
- ・物質文明から精神文化へ大転換が求められつつある。
- ・人生 80 年時代、少子化、地球温暖化、環境ホルモン、国際化、テロ、IT 時代、等々、世の中の動きは多種多様。

市民の意識

- ・多様な価値観のもとに市民が求めるサービスは高度化し複雑化
- ・戦後、わが国は超スピードのテンポで先進国の仲間入りを果し、経済支援も出来る

経済大国になったが、未知のことや未成熟なことなど欧米のレベルには到達していない部分について少しずつ気づいてきた。

- ・ 私たちの日常のささやかな願いは、衣食住と健やかな暮らし、そして安全で快適な生活で、その多くは、自動車や家庭電気製品などに依存し、商業・情報・エネルギーなど多様な産業や行政の活動によって支えられている。しかし、今日では、生活の余りに多くをこれらに委ねてきたために、かえって私たちは、様々な不安とおそれを抱えるようになった。

セクター論

- ・ 行政が担う「公的セクター」には税の公平性による画一化の問題や経済面からの制約があり、多岐にわたる市民ニーズに応えられなくなっている。
- ・ 市民が担う「市民セクター」は、自由な発想による柔軟なサービスが可能

共通認識、制度化の必要性

- ・ 市民の意欲や活力、自発性を市民文化の形成やコミュニティサービスに生かすためには、市民や市民セクターに対する共通認識と制度が必要
- ・ わたくしたち大和市民は、大和市をより暮らしやすい街にしたいと希望している。そのために、市民一人一人が自発的な意思に基づいて市民としての活動を十分に行えるような制度をつくることが必要になった。

3 新しい公共について

「提言4 - 2：新しい公共」へ内容反映

私と公の関係

- ・ 私的領域から一步出た「公共」領域は専ら行政が担うものという古い概念が市と市民双方にあり、市民による活動の自由な拡大と発展を抑制してきた。
- ・ 人々は心の豊かさ、他人とのふれあい、生きがいや自己実現を求め活動に参加している。それは初めは個人的な関心によるもの、仲間内の活動かも知れないが、活動を通じて社会とつながる。
- ・ 食品の安全性、高齢者介護や子育てサービスの確保、居住環境や地球環境の保全など挙げればきりのない問題に悩んでいる。みんなの悩み、みんなの問題は、「私」の領域を超えてもはや「公」の領域へと拡大している。

- ・多くの市民・NPO が行政だけに任せてはおけないと考えている。委ねたことを自らの手に取り戻そう、自分たちで「公」の領域に取り組もうとし始めたのである。
- ・企業も、社有地の一部を市民活動に開放したり、ボランティア休暇をはじめなど、市民活動に参加する例がでてきた。

新しい公共の概念

- ・欧米にはコモンズ概念があり、公共を行政だけが担わず、市民や非営利の市民団体、そして事業者も参加することにより、使い勝手の良い施設やサービスを提供している。
- ・誰もが生き生きと暮らせる社会をめざし、みんなで知恵や力を出し合い、社会的課題の解決を図る時代を迎えている。私たちは、そのような社会のあり方を「新しい公共」と呼ぶ。
- ・これまでの議論では、「行政だけが担うものではなく、市民や非営利等の団体、そして事業者が共に担うもの」という点では共通している。
- ・日本のパブリックやコモンズという考えは「ある共同体の構成員の一般=皆のもの」ということがその意味の一つとされおり、「.....共同体、皆のもの」という考えをヒントにすると、「誰もがいきいきと暮らせる社会を目指す」や「みんなで知恵や力を出し合い、社会的活動を試みる」等々というようにどのような共同体、皆のもの（市民、市民団体、企業、市等）であるかが、大和市独自の公共概念の提示となると考える。
- ・「行政のみでなく市民・NPO そして企業もまた公共を担う時代」が来ている。このように共に担う「公共」を「新しい公共」と呼びたいと思う。
- ・「私たちの日常のささやかな願い」の実現に、「新しい公共」が深く関わっていることは、もはや明らかではないだろうか。

新しい公共と市民活動

- ・市民の元気な活動が「新しい公共」を創り出す源。それは自律と協働を気風とする市民文化を成熟させ、地域の中に様々なたすけあいの関係、コミュニティサービスを生み出す。
- ・市民活動を通じて、市民自身がおのれの街に関心を抱き、市政のあり様を問い直す。市民の市政への関わりは、「新しい公共」を大きく広げる。

4 社会資源

「提言4 - 3：社会資源」へ内容反映

社会資源とは

- ・市民・NPO そして企業が自分の所有する時間、知恵、資金、場所、情報などの資源を「社会に開く」ことで、その資源はみんなのものになる。これを「社会資源」とよぶ。

資源を開く

- ・市民は多岐の分野で力を発揮しているが、それは、市民一人ひとりがもつ地域資源を私事にせず外部に開くプロセスでもある。
- ・「新しい公共」は、大和の街に関わる者 市民、市民活動団体、企業（事業者）、市等が、互いにその知恵や力、自分が持っている社会資源を提供し合う。
- ・行政は今日にいたるまで、もっぱら「公共」を占有してきたが、いまや、行政もまた自らの資源を「開き」、「社会資源」の形成に「参加」することが求められている

社会資源の重要性

- ・そして活動を通じて多くの者が結びつき、地域の中に多様な関係を広げるが、それは個人にとっても社会にとっても様々な成果を生み出す。
- ・市民・NPO にとって「社会資源」は「新しい公共」を担う活動のエネルギーであり、望ましい未来を生み出す糧となるもの

5 協働

「提言4 - 4：協働の重要性」へ内容反映

- ・市民セクターを市との対等な契約関係のもとで拡大し、「企業セクター」とともに、セクター間で協力協働することが市民の生活快適空間の創出につながる。
- ・パートナーシップという定義を「東京都ボランティア非営利団体の促進に関する懇談会報告」では、活動主体 A と B（市民、市民団体、企業、市等）とが各々対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協働する関係」としている。

6 条例を定める理由

「提言4 - 1：条例を定める理由」へ内容反映

- ・市と市民、事業者が自らの役割を自覚し協働して「新しい公共」を形成し、あらゆる市民が暮らしやすい豊かで調和に満ちた大和市と、相互扶助の精神にあふれた地域コミュニティを構築するため、この条例を定める。
- ・市民や市民活動団体、企業（事業者）、市等が、「誰もが生き生きと暮らせる大和の街」をめざし、それぞれの役割を自覚し、参加と協働によって「新しい公共」を実現するため、この条例を定める。
- ・市行政と市民が、ゆとりある心豊かな充実した日々を過ごせる社会をめざして、個人が、お互いに協力し、競争し、我慢する心で、自己の行動に責任を持ち、それぞれが行動をして行くため、この条例を定める。
- ・この条例は、市民、企業、そして行政が協働して「社会資源」を生みだし、「新しい公共」を担っていくための理念と仕組みを描き出すものである。
- ・わたくしたちは、ここに、市と市民（「市民団体等」を含む）がよりよく協働し、従来の、上から与えられた公共ではない、市と市民が一体となった「新しい公共」を創造することを宣言し、この条例を制定する